

# 津市国際交流ボランティア活動補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第195号

改正 令和5年3月28日訓第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における国際交流に係るボランティア活動(以下「ボランティア活動」という。)の円滑な推進を図るため、津市補助金等交付規則(平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。)の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「国際交流ボランティア活動補助金」(以下「補助金」という。)と称する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、ボランティア活動(市長があらかじめ認める活動に限る。)を行う団体(構成員の7割以上の者が本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に所在する事業所等に勤務する者である団体に限る。以下「団体」という。)に対して、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、ボランティア活動の状況等を勘案し、予算で定める額を限度として、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、ボランティア活動を実施する日前30日とする。

(添付書類)

第6条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、団体が存立していることを証する規約その他これに類する書類とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日訓第16号)

この訓は、令和5年4月1日から施行する。